

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 9 日

新潟市長 中原 八一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ファッションセンターしまむら白根店  
所在地 新潟市南区上下諏訪木 6 4 0 - 1  
設置者 木川 衛  
木川 菊枝

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前 10 時 00 分	午後 7 時 00 分

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
平面駐車場	午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
平面駐車場	午前 9 時 30 分～午後 7 時 30 分

## 3 変更する年月日

令和 6 年 12 月 13 日

4 届出年月日

令和6年12月13日

5 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市南区役所産業振興課

6 縦覧期間

令和7年1月9日から令和7年5月9日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課

電話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp